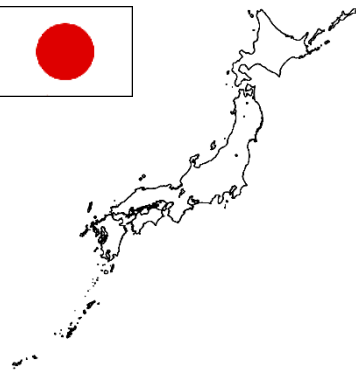


日・オランダ租税条約

○ 租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し二国間の投資交流を促進すること、及び税務当局間の租税に関する情報交換の推進を通じ脱税を防止すること等を主な目的とするもの。

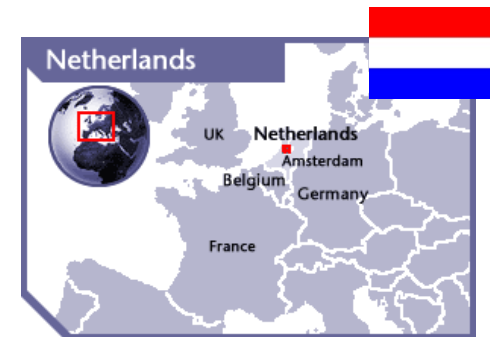
○ 我が国はオランダとの租税条約を昭和45年に締結、平成4年に一部改正したが、今次、日・オランダ間の緊密化する経済関係を反映して、現行の日・オランダ租税条約を全面的に改正。投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免を図るとともに、条約の濫用を防止するための規定、相互協議手続に係る仲裁手続等を導入。



投資所得に対する源泉地国課税の減免

条約の濫用を防止するための規定

相互協議手続に係る仲裁手続



- オランダ進出の日系企業は396社(2009年10月)
- 我が国にとりオランダは欧州最大の投資先(2008年)

- 日本進出の蘭系企業は82社(2009年2月)
- 欧州内での対日投資額はオランダが最大(2008年)

(参考) 租税条約の交渉の現状(平成22年12月現在)

- 署名済
 - ・スイス(平成22年5月)
 - ・オランダ(平成22年8月)
 - ・香港(平成22年11月)
 - ・サウジアラビア(平成22年11月)
- 基本合意済
 - ・ケイマン(租税情報交換協定)(平成22年5月)
 - ・バハマ(租税情報交換協定)(平成22年11月)
- 交渉中
 - ・アラブ首長国連邦
 - ・英領ガーンジー(租税情報交換協定)

両国間の投資交流の促進

脱税及び租税回避行為の防止

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、48条約(59カ国・地域に適用)。

近年は、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の促進を図ること、OECD標準に沿った租税に関する情報交換規定を設けることなどを基本方針として交渉を行っている。